

長野県工科短期大学校評価協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県工科短期大学校の教育研究活動等の状況について、点検及び評価を行うために設置する長野県工科短期大学校評価協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による法律又は条例により設置された附属機関ではない。

(組織)

第2条 協議会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、教育研究及び学校の運営に関し学識経験を有する者のうちから校長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、校長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(産業人材育成課への報告)

第6条 校長は、評価内容を産業人材育成課長に報告する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和5年12月5日から施行する。